

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現 状	課 題	施策の展開	今年度の進捗状況	指標	単位	実 績 値			見 込 値		
												令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 住み慣れた地域で暮らし続けるために ～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進と生活支援の充実	(1) 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実	P42	地域包括支援センター	①	地域包括支援センターの機能強化	・総合相談支援の件数は減少しているものの、複雑な課題を抱えたケースは、より深刻化しています。 ・複雑化した課題を整理すると、個別の課題ではなく市全体としての共通課題（身寄り等がない方への対応や、買い物、通院等の移動手段）であることが見えてきています。 ・市全体としての共通課題に対し関係機関と共有、連携することで課題解決に向けて取り組んでいます。	・経済的な困窮や社会的孤立・虐待など、高齢者だけでなく世帯全体として課題を抱えているケースが増加しており、それら困難な相談事例に対応できるよう、各専門職種のスキルアップを図るとともに、関係機関との連携が必要です。	相談支援において課題の抽出と解決する力を向上するためにケース会議や研修会への参加などを通じ専門職としてのスキルアップを図っていきます。また地域や居宅介護支援事業所、医療機関等の関係機関と情報共有や連携により課題解決を図ります。既存の制度やサービスではこれからの地域課題の解決が困難な場合は、資源開発も検討します。	所内でケース対応検討を行い、また研修等への参加によりスキルアップをおこなっています。 ケースが抱える課題解決を目指し、地域や居宅介護支援事業所、医療機関等の関係機関と情報共有や連携を行っています。	相談件数に対する連携回数の割合	%	72.8	73.8	74.8	75.0	75.0	75.0
		P43	医療福祉政策課 地域包括支援センター	②	包括的・重層的な支援に向けた連携体制の強化	・包括的・重層的な支援のため、令和3年度より重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。	・高齢者をとりまく複合化した地域課題に多機関が連携できる体制を整備していくことが必要です。	高齢者を取り巻く複合化した地域課題の解決に多機関が連携して取り組むため、地域ケア会議を積極的に開催します。	地域ケア会議運営会議をエリア毎に1回ずつ開催しました。下半期にも1回ずつ開催予定です。地域福祉課題を抽出し、相談支援包括化推進員会議に報告しています。	高齢者の関係した地域ケア会議の開催回数	回	17	21	16	22	22	22
	(2) 医療計画との整合性の確保、医療と介護の連携体制の構築	P44	医療福祉政策課	①	在宅医療・介護連携の推進	・在宅医療と介護の連携において、地域福祉計画推進委員会の専門部会の一つである「保健・医療・福祉分野の連携検討会」において多職種連携による支援のしくみづくりに取り組んでいます。 ・「お薬手帳を活用した在宅患者の薬の管理のしくみづくり」の継続的な取り組みを通じて、多職種間連携のほか、専門職と患者やその家族との関わりが高まっています。	・地域包括ケアシステムの構築に向け医療や介護、福祉関係者間の連携強化に取り組むとともに、課題の抽出・整理を行い課題解決に向けた検討が必要ですよ。	2025年問題、さらにその先を見据え、引き続き、在宅医療・介護連携の具体的な取り組みを進めていく必要があります。 「伊賀市地域医療戦略2025」で示す在宅医療をサポートする体制づくりや、3つの地域包括ケア圏域で想定する高齢者集中地域の動向を注視しながら、各圏域に設置している地域包括支援センターと医療・介護・福祉事業者等が連携し、地域に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めます。 また、全世代型地域包括ケアシステムの構築に向けては、「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を中心に、さらに多職種間の連携を深め、課題の抽出や整理を行う中で、新たな取り組みを進めていきます。	「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を開催し、多職種間の連携を深め、課題の抽出、整理を行い、在宅医療・介護連携の取り組みを進めています。 引き続き、「お薬手帳を活用した在宅患者の薬の管理のしくみづくり」を進めるとともに、新たな取り組みとして「A C P（アドバンス・ケア・プランニング）」についての議論を始めました。	保健・医療・福祉分野の連携検討会の開催回数（回）	回	2	2	4	4	4	4
		P45	介護高齢福祉課 （介護事業係）	②	訪問看護等の充実	・医療的ケアを必要とする要介護者が安心して在宅生活を送るために、訪問看護をはじめとする医療系の介護サービスの充実が図られています。 ・看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所や定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所が既にサービスを提供しており、さらに新たな訪問看護事業所も開設されてきています。	・今後は、高齢者の機能回復に向けたサービスの需要動向を把握し、利用促進を図っていくことが必要です。	在宅介護の限界点を高め、誰もが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、訪問看護や、機能回復をめざした訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等のサービスについてケアマネジャー等との連携のもと、利用の促進を図っていきます。また、小規模多機能型居宅介護等のサービスについては、需要動向を考慮しながら整備を図っていきます。	令和7年度整備事業として、小規模多機能型居宅介護事業所の公募を11月～12月にかけて実施する予定です。								
		P45	医療福祉政策課	③	リハビリテーションサービス提供の充実	・医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制の構築が進んでいます。	・高齢者の状況に合わせたリハビリテーションを利用できるよう、関係機関と連携しサービスを提供していくことが必要です。	個々の利用者が本人に適したリハビリテーションを利用しながら望み暮らしを送ることができるよう「心身機能」「活動」「参加」にバランスよく働きかけるリハビリテーションサービス提供の充実に向け、引き続き関係機関と連携し、取り組みを進めていきます。									

伊賀市第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度進捗状況)

[基本目標1] 資料2

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現 状	課 題	施策の展開	今年度の 進捗状況	指標	単位	実 績 値			見 込 値			
												令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(3) 高齢者の権利 を守る支援の充実	P46 地域包括支援 センター	①	高齢者虐待防止策の充実		・社会の高齢者虐待に対する関心が高くなり、支援者を中心に通報の義務化により、養護者による高齢者虐待の通報・認定件数は年々増加傾向にあります。 ・高齢者虐待検討委員会では、虐待の事実の認定とともに、被虐待者の生命と財産を守り、虐待を解消するために、被虐待者及び養護者の支援を行っています。	・高齢者虐待防止のためには、早期発見・早期対応が重要です。 ・保健・医療・福祉の関係機関や地域が、それぞれの立場で虐待を受けている高齢者のサインに早期かつ敏感に気づくことが必要です。 ・「もしかして虐待かも」と思った際には、周囲の人が勇気をもって相談機関につなぐ必要があります。	さまざまな機会を活用し、市民に対する早期発見の重要性を啓発するとともに、相談者が気軽に相談できるような窓口対応能力を強化します。また、高齢者虐待防止や発見のため、関係機関に対する研修会を継続して開催し、早期発見のためのネットワークの強化を図ります。	養護者による高齢者虐待の通報・認定件数は昨年度に比べて減少傾向にはあるものの、依然として高水準で推移しています。虐待解消と養護者の支援を目的として、継続して高齢者虐待検討委員会を開催しています。また、研修会を開催し虐待防止の啓発活動を実施しています。										
	P47 介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	②	成年後見制度の利用促進		・成年後見制度の利用促進のため「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を設置し、制度利用の相談や家庭裁判所への申し立て手続きの説明、また、成年後見人になり得る市民後見人の養成・活用等を行っています。 ・伊賀市地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置づけ、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の充実を図っています。 ・「伊賀市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定め、親族等による後見開始の審判請求が期待できない認知症高齢者や障がい者について、市長が審判の申立てを行い、また審判請求に伴う費用の助成や後見人等の報酬助成を行う等、制度の円滑な利用促進を図っています。	・成年後見制度の利用促進を図るため、伊賀地域福祉後見サポートセンターと連携し、必要な時に必要な人が確実に制度を利用できることが必要です。 ・成年後見制度はまだ馴染みがなく、広く使われていないという状況を踏まえ、制度やサポートセンターの周知・啓発に努める必要があります。	・成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度であるものの、その利用方法や内容について、市民・医療機関・金融機関等関係機関の制度に対する理解が進んでおらず、市民に身近な制度とはいえない現状があります。高齢化による家族や身寄りのない人の相談件数が増えている状況にあることから、サポートセンターと連携し、講演会や出前講座を通して、本人の意思を尊重した生活を守るための成年後見制度の周知・啓発を図ります。 また、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合は、市長申立の適切な活用を図り、財産管理や身上監護ができるように支援します。	・成年後見制度の利用に関する相談件数は伊賀地域福祉後見サポートセンター・地域包括支援センターの窓口のいずれでも増加しており、申立てにつながれる件数も増加傾向にある。サポートセンターを中心に、引き続き制度の周知・啓発と、活動の担い手となる福祉後見人の養成講座や活動のサポート支援を行い、制度の利用が必要な人が適切に利用が開始できるよう仕組みづくりを進めています。	相談件数	件	213	189	399	200	200	200		
													申立てに至った件数	20	24	22	20	20
(4) 地域ぐるみの 高齢者支援の推進 【重点】	P48 介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	③	日常生活自立支援事業		・一人では日常生活に不安のある人が地域において安心して自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な金銭管理等や重要書類等の預かり・保管等の支援を行っています。 ・本市では、低所得者の利用者に対して、利用料の一部を助成しています	・利用者の本人らしい生活を支えることができるよう、利用者が安定して事業を利用できる体制を整える必要があります	認知症や障がい等により、一人では日常生活に不安のある人の権利擁護を行う重要な事業であり、単に金銭管理や福祉サービス利用に関わる支援を行うのではなく、利用者の本人らしい生活を支えることがこの事業の目的であることから、利用者が安定して事業を利用できる体制を整える必要があります。支援を必要とする人が、安定して事業を利用できるよう引き続き利用料の助成を行います。	事業を行う社会福祉協議会より、今年度の事業計画と補助対象者の支援見込表を元に補助申請を受け、引き続き、利用者が安定して事業を利用できるよう交付決定を行いました。 補助見込人数：100名										
		P48 介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	①	「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」の充実		・保健・医療・福祉・介護の分野とともに、商店・金融機関・交通機関・警察・消防等、高齢者の生活に関わる社会資源の幅広いネットワークとして、「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」の構築により、それぞれの活動の範囲内で相互に連携を図りながら見守り活動を行っています。 ・「高齢者あんしん見守りネットワーク事業の手引き」を作成し、ネットワーク会員に配布を行っています。	・店舗数の縮小等により会員の登録数が減ってきており、情報共有などネットワークの活用方法が構築されていないことから、今後は具体的な活用方法や事業展開について協議していくことが必要です。	「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」の充実を図るため、ネットワーク会員を対象に研修や講演会等を開催します。店舗数の縮小等により、登録会員が減少傾向にあるため、新規事業者の参入について周知や啓発を行い、困りごとを抱えた高齢者の発見・連絡・支援を円滑に行えるよう、ネットワークのさらなる充実に努めます。	登録事業者全体に対して、登録情報の確認を予定しています。また、地域包括支援センターと協力し、認知症等に関する研修会や講座の案内も併せて行っていく予定です。	高齢者あんしん見守りネットワーク会員登録件数	件	252	230	230	230	230	230	
	P49 地域包括支援センター	②	地域ケア会議の充実		・市内各地区において、医療・介護関係者、民生委員・児童委員、地域住民代表や関係機関などが集まって地域ケア会議を開催しています。 ・地域ケア会議において、個別ケースの解決とともに、個別課題から見えてきた地域課題の情報共有や問題解決を図っています。	・重層的支援体制整備事業の一環として、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援体制の検討について引き続き積極的に会議を開催する必要があります。 ・「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」については、第4次伊賀市地域福祉計画と連動しながら地域に共通した課題の解決をめざすことが必要です。	地域共生社会の実現に向け、これまで構築してきた地域包括ケアシステムを最大限に活用しながら地域生活課題の解決を図るための検討を行います。現状のサービスでは解決できていない問題や潜在的なニーズに対応するため、地域支援者や関係機関の多機関協働による地域ケア会議を開催し、事例検討を通して個別ケースの課題の解決を図るだけでなく、個別ケースの解決から見えてきた地域課題を抽出します。	これまでに7回の地域ケア会議運営会議を開催して、各関係機関が日頃抱える課題を共有し、地域福祉課題を抽出しています。その中でも現状のサービスでは解決できない問題が多くあることから、相談支援包括化推進員を活用したり地域福祉計画のプロジェクト会議等を活用したりするなどして課題に取り組んでいるところです。	地域ケア会議の開催回数（重層的支援体制整備事業に係る会議）	回	24	31	28	30	30	30		
	P50 医療福祉政策課	③	地域の事業者・団体との連携		・2022（令和4）年度末までに、14の事業者・団体等と高齢者の見守り等に関する協定を締結しています。 ・協定事業者の職員の気づきから自宅で倒れていた高齢者の早期発見につながるなど、地域ぐるみの高齢者支援につながっています。	・締結している協定事業者・団体との情報交換を強化し、高齢者支援を促進していくことが必要です。	協定を締結している事業者・団体等と定期的な情報交換を行い、市や社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク会議と連携した地域ぐるみの高齢者支援を進めます。	地域での健康増進等の啓発や、訪問時の見守り、募金を募って寄附いただくなど、各事業者ごとに取り組みを行っています。 年度末に協定を締結している事業者・団体等と情報交換を行います。										

伊賀市第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度進捗状況)

[基本目標1] 資料2

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現 状	課 題	施策の展開	今年度の進捗状況	指標	単位	実 績 値			見 込 値		
												令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		P51	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	④	緊急通報システムの利用促進	・一人暮らしの高齢者の安全確保や不安の解消を図るため、在宅時の急病等の緊急時にボタンを押すとコールセンターにつながる装置を貸し出しています。 ・コールセンターでは、緊急時、登録されている協力員へ訪問を要請し、救急車の出動要請等緊急時の対応、看護師等による健康相談への対応、月1回受信センターから利用者へ電話による「お元氣コール」を行っています。 ・人感センサーの標準設置により利用者本人が通報できない状況であっても、センサーの検知量が少ない場合、センターから安否確認を行う等対応しています。	・利用回線を拡大したことにより、これまで利用できなかった人も使用できる仕様とし、引き続き、利用者数の拡大を図るための周知を継続することが必要です。	一人暮らしの身寄りのない高齢者が増加する中、安心して在宅での生活を続けられるよう在宅サービスの需要はますます高まっています。一人暮らし高齢者の日常生活の安全確保と離れて暮らし家族の不安解消のため、更に周知を強化するなど、沢山の人の利用を促進し、引き続き高齢者の自立生活を支援します。	包括連携協定を結んでいる事業や民生委員児童委員ヘザリシを配布、9月には、行政情報チャンネルでお知らせ放送や大山田地区民生委員児童委員総会にてサービスの説明を行いました。 8月末現在の設置数は190台です。	緊急通報装置設置台数	台	164	184	197	185	190	195
	(5) 高齢者福祉サービスの充実	P52	医療福祉政策課	①	協議体コーディネート事業	・2022(令和4)年度末までに、38の地区で協議体(地域福祉ネットワーク会議)が設置されました。 ・設置後の各協議体が地域のニーズを把握しながら、各地域の実情に応じた事業運営ができ、また、協議体間の連携を深めることができるよう支援を行いました。	・引き続き未設置地区において設置支援に取り組みることが必要です。 ・設置後の運営支援については地域の実情に応じてきめ細やかな支援を行うことが必要です。	未設置の地区の協議体の設置については、地域の状況に応じた支援を実施し、早期の設置を促していきます。 設置後の各協議体が地域それぞれの状況に応じた地域課題の解決に向けて自主的に取り組めるよう、伊賀市社会福祉協議会と共に取り組みます。	地域福祉ネットワーク会議未設置地区においては、引き続き設置支援に取り組めます。 各協議体がそれぞれの状況に応じた地域課題の解決に向けて取り組めるよう、地域福祉ネットワーク会議連絡会で、研修会や情報交換を行います。	地域福祉ネットワーク会議設置数	箇所	37	38	38	39	39	39
		P52	介護高齢福祉課 (介護事業係) 地域包括支援センター	②	介護予防・生活支援サービス事業	ア.訪問型サービス イ.通所型サービス ・介護予防・日常生活支援総合事業として、要支援者だけでなく基本チェックリストにより把握された事業対象者に対し、多様なサービスを提供しています。 ウ.介護予防ケアマネジメント ・高齢者の多様な生活ニーズに対し、地域の実情に応じたサービスの提供が求められており、住民主体の支援等のサービスや一般介護予防事業の充実を図っています。	・要介護状態の高齢者が増加しており、介護予防や重症化予防につながる介護予防ケアマネジメントが重要です。 ・住民主体の支援等や一般介護予防事業の充実を図るとともに介護支援専門員と地域福祉コーディネーターとの連携等、インフォーマルサービスの活用を促進することが必要です。	ア.訪問型サービス 要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行います。従来の予防給付と併用の「現行相当サービス」と、身体介護(利用者の身体に直接触れる介護サービス)を必要としない「緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)」を設定しています。また、シルバー人材センターが行う簡易なサービスも設定しています。今後も、個々の在宅環境に応じた支援を行います。 イ.通所型サービス 要支援者等に対し、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を行います。従来の予防給付と併用の「現行相当サービス」と、入浴や機能向上トレーニングを必要としない「緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)」を設定しています。今後も、自立に向けた支援を行います。 ウ.介護予防ケアマネジメント 利用者の心身の状況や家庭環境、生活の中で置かれている環境や状況に応じて、介護予防・生活支援サービスその他の適切な事業を包括的・効率的に提供されるよう地域包括支援センターを中心に専門的な視点から支援を行います。介護予防や重症化予防につながる介護予防ケアマネジメントを通じて利用者本人がめざし希望する生活を維持できるよう支援していきます。また、地域社会資源の発見・創出をめざす介護支援専門員を育成し、介護保険のみならず障がい福祉や生活困窮等幅広い知識を持ち、支援に活かすことができるよう、研修会の内容を工夫していきます。	ア・イについて、引き続き介護予防ケアマネジメントに基づいたサービス利用により、介護予防や重症化予防に繋がる支援を行います。 ウ.介護予防ケアマネジメント 令和5年度実績としては、年間4,014件の介護予防ケアマネジメントを実施しました。 居宅介護支援事業所連絡会で地域福祉コーディネーターと交流を図り、地域課題の共有、インフォーマルサービスの活用促進について協議しました。								
		P54	地域包括支援センター	③	一般介護予防事業 (ア 介護予防把握事業)	・老人クラブや介護予防サロン等への出前講座を実施し、介護予防に関する知識の普及と啓発に努めています。 ・新型コロナウイルス感染症が落ち着いたことにより、徐々に活動を開始している団体も出てきています。 ・自身の健康づくりや介護予防に関心を持つ人が増える一方で、自らの健康や介護予防に関心の薄い人、健康づくりや介護予防に取り組む機会に恵まれない人との健康格差が広がっています。	・身近な地域で仲間と共に介護予防に取り組める環境づくりとして、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成や支援を行っていく必要があります。 ・本市には介護予防に資する社会資源がまだ不足しており、身近な地域で介護予防に取り組める拠点づくりを進めていくことが必要です。 ・介護予防に関する知識の普及と啓発及び介護予防事業に対する需要が高まっているため、効果的・効率的な事業の検討・改善をして参加者を増やしていくことが必要です。 ・地域での教室開催が参加者の増加につながっているが、まだ参加に至っていない高齢者を通いの場へ促す方策について検討し、参加者を増やしていくことが必要です。 ・講座修了後に、グループ立ち上げに至らない地域も存在しているため、養成講座において動機付けを強化していくことが必要です。 ・誰でも気軽に参加でき、介護予防効果が高くなるようなサロン活動を継続して展開してもらえような仕組みを作っていくことが必要です。	・本人や家族等からの相談、民生委員やサロンを運営している地域住民からの情報提供、地域に出向く専門員や地域福祉コーディネーター等との連携により収集した情報を活用して、虚弱や閉じこもり等何らかの支援を要する人を把握します。 ・さらに、医療・介護データの分析を行い地域における高齢者の生活実態や健康課題を把握・明確化することにより、より効果的な介護予防施策の展開につなげます。	・本人や家族、地域住民からの相談や情報提供、また他の職種との連携により、何らかの支援を要する人の把握に努めています。	把握され介護予防事業等につなげた人の数	人	259	290	376	330	340	350
		P55	地域包括支援センター		(イ 介護予防普及啓発事業)			新型コロナウイルス感染症拡大防止による活動等の自粛により、活動の機会が減ったことで心身共に機能が低下してしまいが懸念されていましたが、規制が緩和されたとはいえ予防対策は行いつつ、安心して通いの場での活動を継続できるようさらに取り組んでいく必要があります。サロン等の場に参加することで閉じこもりを防ぎ、健康への不安を解消し、安心して在宅での生活を続けられるよう、老人クラブ介護予防サロン等への出前講座を実施し、介護予防に関する知識の普及と啓発により一層取り組んでいます。2022(令和4)年度から、市内200箇所程度あるいきいきサロンのスタッフを対象に介護予防サロンに取り入れてもらいやすいメニューを指導することで、介護予防活動の導入を促進します。また、自宅や小グループで介護予防に取り組めるよう、フレイル予防に関するDVDを作成し、出前講座等で啓発や貸出しを行っています。	・老人クラブやサロン等への出前講座を実施し、介護予防に関する知識の普及と啓発に取り組んでいます。いきいきサロンの代表者を対象に、サロンに取り入れやすい運動や脳トレなどを指導する研修を実施しています。 ・新型コロナウイルス感染症の予防を徹底したうえで、実施をしているため昨年を上回るペースで老人クラブや、いきいきサロン等から講師派遣の依頼があり、一回当たりの参加者も増加傾向にあります。 令和6年8月末日時点(9月末報告のため) 延べ参加人数：4,524(人)	介護予防普及啓発事業への参加者数	人	4,566	7,419	9,697	11,000	11,500	12,000
		P55	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)														

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現 状	課 題	施策の展開	今年度の 進捗状況	指標	単位	実 績 値			見 込 値		
												令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		P55	地域包括支援センター		(ウ 地域介護予防活動支援事業)			介護予防リーダー養成講座を開催し、身近な地域で介護予防に取り組むグループの育成を図ります。住民主体の介護予防教室の新規立ち上げの支援を行うとともに、ボランティアの組織化等、効率的な介護予防の在り方を検討します。 また、介護予防事業を実施するサロンに対して適切な助成を行う等、市民自らがより積極的に介護予防に取り組むことができるように継続して支援を行います。	9月より介護予防リーダー養成講座を開始し、介護予防に関心が高い10名が受講しています。運動を中心としながらフレイル予防や教室組み立て等も内容に取り入れています。 また、リーダー修了生に対し、知識・技術をアップデートするための研修開催やグループ立ち上げの支援を行っています。	介護予防グループの数	箇所	41	52	53	54	55	56
		P56	地域包括支援センター		(エ 地域リハビリテーション活動支援事業)			介護予防では、「心身機能」だけではなく、「活動」「参加」の要素にバランス良く働きかけるため、通所、訪問、地域ケア会議、市民主体の通いの場等において、経験豊富な理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職の技能を活かした取り組みを推進します。	介護予防リーダー養成講座で三重県理学療法士会の理学療法士に講義を依頼し、介護予防と運動の効果についての講話により受講生の地域での活動のモチベーション向上につながっています。								
		P56	介護高齢福祉課 （高齢福祉係）	④	配食サービス	・高齢による心身の機能低下等により、調理・買い物が困難な在宅の一人暮らし等の高齢者を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供することで低栄養状態を改善するとともに安否確認を行い、健康で自立した在宅生活が送れるよう支援を行っています。	・高齢化が進み、支援が必要な人はますます増加し、抱えている課題は多様化しており、情勢に応じて対象要件等の見直しを行うことも検討することが必要です。	今後ますます世帯の高齢化が進み、支援が必要となる人が増加すると見込まれ、在宅生活を送る上で食の自立は心身機能を維持するためにも重要です。栄養バランスのとれた食事の確保と健康で自立した在宅生活を維持していくための見守り支援として、配食サービスを継続して実施します。自立支援の観点からサービス提供にあたってはアセスメントを的確に行い、適切にサービスを提供していきます。	高齢者福祉サービスガイドブックを活用し窓口での案内やケアマネによる周知をしております。 昨年度を上回るペースで利用されています。 令和6年9月末時点： 延べ配食数32,737（食） 延べ利用者数：1,151（人）	利用実人数	人	1,996	2,135	2,252	2,400	2,450	2,500
		P57	介護高齢福祉課 （高齢福祉係）	⑤	在宅支援サービス	・心身の障がい等の理由で、理容店や美容院に出向くことが困難な高齢者に対し、訪問による理美容サービスを提供しています。 ・一人暮らし等高齢者の在宅生活を支援するため、外出の支援や家事の援助・家屋内の整理整頓、生活上の衛生面を保つための寝具の洗濯サービス等、在宅生活をする上でのおちとした困りごとについて支援を行っています。	・利用者の増加に繋げるため、周知方法を検討する必要があります。 ・シルバー人材センターに事業を委託しているが、安全管理や人材不足から個々のニーズに対応しきれないことが増えています。シルバー人材センターに委託内容や人材派遣について、ニーズに対応したいただけるよう協力を求めていることが必要です。	一人暮らし高齢者の在宅生活を自立したものとするため、清潔で快適な生活を送る支援や、日常での軽易な作業について支援し、在宅生活を継続するための援助を行い、生活の質の向上をめざします。 また、住民主体（自治会等）による生活援助として、掃除や洗濯、調理などの日常生活に対する援助を行う「訪問型サービスB」の可能性について検討していきます。	高齢者福祉サービスガイドブックを活用し窓口での案内やケアマネによる周知をしております。 延べ件数：23（件） 高齢者福祉サービスガイドブックを活用し窓口での案内や広報への掲載、ケアマネによる周知をしております。 令和6年9月末時点： 延べ利用時間：99（時間）	訪問理美容サービス利用件数	件	47	70	80	80	80	80
										軽度生活援助サービス事業利用時間	時間	186.5	152.0	206.0	180	180	180
		P58	介護高齢福祉課 （高齢福祉係）	⑥	養護老人ホーム	・養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活するための施設です。 ・高齢化の進展に伴い、低所得で経済的援助を求められる家族や身寄りのない人等家庭内での多様な問題を抱える高齢者が増えており、養護老人ホームへの入所希望者は増えています。	・高齢化の急速な進展に伴い、生活困窮および社会的孤立の問題等が顕在化しており、今後、介護ニーズ以外の面で生活の問題を抱える高齢者が増加することが見込まれ、福祉関係機関とのさらなる協議、連携が必要です。	地域で生活を送る高齢者等の生活上の問題を解決するため、相談の段階から、よりよい支援方法について福祉関係機関と協議する場を設け、適切な申請及び措置につなげていきます。 措置するにあたっては、養護老人ホーム入所判定委員会の判定に基づき適正な入所措置を行います。 入所後は、入所者の自立支援および社会参加を促進します。また、住み慣れた地域に戻り自立した生活を送ることが可能な人に対しては、在宅生活等の環境調整を地域包括支援センター等福祉関係機関ととに行います。	9月末までに入所判定委員会を2回実施し、11人について入所措置を行いました。								
		P58	介護高齢福祉課 （介護事業係）	⑦	有料老人ホーム	・高齢者が食事の提供や健康管理、必要に応じた介護サービスを受けながら生活を送る施設であり、民間事業者が整備から運営までを行っています。 ・介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホームに入居している場合は、介護給付が受けられ、一定の自己負担で介護サービスの利用が可能となっています。	・一人暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者が増加することが見込まれ、高齢者の需要を把握していくことが必要です。	介護保険施設や他の居住系サービス等の整備により、有料老人ホームに対するニーズはほぼ充足していると考えられますが、一人暮らしや夫婦のみの暮らしに不安を感じる高齢者が、安心して地域で暮らし続けられるよう、有料老人ホームの需要の把握に努めます。また、今後も介護保険サービス事業所等一覧に掲載し、必要な人への情報提供を行います。	・需要の把握は、次年度において改めて事業計画策定に向け実施するニーズ調査で行うこととし、今年度は引き続き必要としている人へ必要な情報が届くよう、内容を精査し情報提供を行っています。								

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現 状	課 題	施策の展開	今年度の 進捗状況	指標	単位	実 績 値			見 込 値		
												令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(6) 住み良いまちづくりの推進	P59	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	①	高齢者の移動手段の確保	・誰もが利用できる交通手段として、伊賀鉄道、近鉄大阪線、JR関西本線・草津線などの鉄道、三重交通の路線バス、行政バスや地域運行バス、タクシーなどの公共交通が運行しています。 ・公共交通機関を補完する移動手段として、病院や各企業が運行する送迎バスや、「福祉有償運送」等も運行しています。 ・福祉有償運送は、公共交通機関やタクシー等での移動に制約のある高齢者等を対象に、定期的な通院、通所、レジャー等を目的に、特定非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人等により展開されています。 ・本市では、安定的な事業運営ができるよう福祉有償運送事業を行っている事業者に対し支援を行い、移動制約者のための交通手段の確保に取り組んでいます。	・移動制約者にとって福祉有償運送事業による移動支援サービスは通院や買い物など社会生活を送るうえで必要不可欠な手段であるため、引き続き安定した運営が行えるよう支援することが必要です。	福祉有償運送の利用ニーズが高まる中、本市内の交通整備を行う関係機関等と連携し、福祉有償運送事業を行う非営利活動法人（NPO法人）等の安定した運営を継続して支援していきます。さらに、道路運送法に基づく許可・登録が不要な自家用車を使用し、地域が主体となって、高齢者の通院や買物等の移送や移送前後の生活支援を行う「訪問型サービスD」の可能性についても検討を行います。	・福祉有償運送については、6つのNPO法人、3つの社会福祉法人が運営をしています。NPO法人については、安定した運営の継続支援として補助金申請を受け付けています。 ・新たな移動支援サービスの可能性の検討をするため、地域交通や移動支援に関わる担当部署が集まり、現在の状況と課題について報告や意見交換を行いました。	福祉有償運送事業補助金額	千円	9,664	10,522	9,818	11,448	11,500	11,500
		P60	住宅課	②	高齢者の居住支援	・日常生活や介護に不安を抱く一人暮らし等の高齢者が、施設入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすための高齢者住宅について関心が高まっています。	・高齢者の増加により、高齢者の身体機能に対応した住宅の整備が必要です。	市営住宅団地の再編にあたっては、高齢者の身体機能に対応した住宅を提供できるよう努めます。また高齢者が安心して生活するために、住宅を必要とする人への情報提供ができるよう関係機関との連携を強化します。	市営住宅団地の再編による整備は具体的な取り組みが進んでいますが、現行の市営住宅において手摺等を設置するための模様替申請に対して5件の承認を行いました。								
	(7) 安全・安心のまちづくりの推進	P61	介護高齢福祉課 (介護事業係)	①	災害時の支援体制の整備	・「伊賀市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、さらに災害時の避難支援等を実効性のあるものとするための個別避難計画の作成に向け関係機関としくみづくりを進めています。	・災害時に迅速かつ的確な救援活動を行うためには、一人暮らし高齢者等要配慮者の情報を把握していく必要があります。	平時における地域での見守り活動を充実させるため、避難支援等関係者に、情報提供に同意した避難行動要支援者の情報を提供します。また、地域の共助（助け合い）により災害時に避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を安全かつ確実に行うことができるよう個別避難計画の作成に取り組み、地域の防災体制の支援に努めます。	避難行動要支援者名簿に登録されている者の個別避難計画策定に向け、モデル地区を設定し、地域や地域福祉コーディネーター、ケアマネジャー等福祉関係機関等へ順次説明会を行い、防災への意識向上も図っています。 今後、福祉関係機関を中心に計画作成を進めていきます。								
		P61	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	②	防犯啓発の推進	・悪質商法、特殊詐欺、ネットトラブルなどに関する相談は後を経たず、高齢者を狙った振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺被害は高い傾向で推移しています。 ・被害を未然に防ぐため、街頭啓発や出前講座などの回数を増やすことにより、啓発を図っています。	・高齢者を対象とした特殊詐欺の被害は依然として多発しており、手口も多様化、複雑化しており、福祉関係機関との連携を図っていくことが必要です。	高齢者の防犯意識を高めるため、「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」等の福祉関係機関と情報共有を行い、継続して注意喚起を行います。また、出前講座の申込みが増加するよう、周知や広報の方法を検討していきます。	伊賀市高齢者あんしん見守りネットワークに登録のある事業者に対して、登録情報の確認を予定しています。 今後はサロンや老人クラブ等に対して、資料を送る際に、住民課が行っている消費者トラブル対策出前講座の案内を同封するなどし、防犯意識を高める機会の提供を図っていきます。								
		P62	介護高齢福祉課 (介護事業係)	③	災害や感染症に対する備え	・介護サービスは、利用者やその家族の生活のために必要不可欠なもので、災害や感染症の発生時においてもサービスを継続する必要がある。令和6年4月から、各介護事業所には、業務継続計画の策定が義務付けられています。	・介護事業所等においては、災害及び感染症対策に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備等の点検整備など、平常時から備えておく必要があります。	災害や感染症への対策を充実していくため、関係機関と連携した支援体制の整備を図るとともに、介護事業所などの職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、介護サービス事業者などへの集団指導などを通じ、職員への定期的な研修及び訓練の実施を働きかけ災害時においても適切な対応ができるよう支援していきます。	市指定の地域密着型サービス事業所において定期的に開催されている「運営推進会議」において、感染症への対策や防災への取り組み状況など把握に努め、必要な助言を行っています。								

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現 状	課 題	施策の展開	今年度の進捗状況	指標	単位	実 績 値			見 込 値		
												令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2 いきいきと活動するために ～介護予防と生きがいづくり・社会参加の促進	(1) 健康づくり・介護予防施策の充実・推進 【重点】	P63	健康推進課	①	健康増進事業の推進	・市民が心身の健康づくりに関心を持って取り組めるように、地域の団体等を対象に健康に関する教室を実施しています。 ・健康相談や訪問指導により、こころと身体に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導や助言を行っています。 ・生活習慣病の早期発見・早期治療のため、がん検診、特定健診、歯周疾患検診等の各種検（健）診を実施しています。	・日頃から健康づくりに関心を持ち、生活習慣の改善に取り組むことで生活習慣病の予防や介護予防につなげていくことが必要です。	健康教育、健康相談、訪問指導等を通して、市民一人ひとりの健康への関心を高め、疾病の予防や健康づくりを推進していきます。 また、疾病の早期発見、早期治療のため、各種検（健）診の目的・効果・必要性について広く周知し受診を促します。	健康教育、健康相談、訪問指導等を通して、市民一人ひとりの健康への関心を高め、疾病の予防や健康づくりを推進しています。また、疾病の早期発見、早期治療のため、各種検（健）診の目的・効果・必要性について広く周知し受診を促しています。引き続き事業を進めていきます。								
		P64	保険年金課	②	生活習慣病の予防および重症化予防の推進	・高血圧や脂質異常、糖尿病などの生活習慣病予防や、重症化予防のため、食生活の改善や運動習慣の定着をめざした特定保健指導や、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しています。	・高齢者の生活改善や健康増進に向け、生活習慣病予防と重症化予防に関する情報等を提供していくことが必要です。	健康寿命の延伸をめざし、生活習慣病予防に関する情報を広く市民に向けて提供し生活改善につながるよう支援します。 また、生活習慣病の発症や重症化予防に重点を置いた特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。自身の健康問題に気づき、食生活改善や運動習慣の定着などの生活改善をめざして、継続的に健康づくりに取り組むための支援をします。生涯にわたり切れ目のない健康づくりが継続できるよう、保健事業と介護予防事業を一体的に実施していきます。	後期高齢者医療被保険者を対象に、ハリスケアアプローチ（ハリスク者への個別指導）及びボビュレーションアプローチ（通いの場等での健康教育等）を計画通り実施しています。 ・ハリスケアアプローチ 「低栄養予防」「口腔機能の低下予防」「糖尿病性腎症重症化予防」「その他の生活習慣病の重症化予防」「健康状態不明者の状態把握」の5つの分野に取り組んでいます。実被指導人員81人。 ・ボビュレーションアプローチ 保健師、栄養士、歯科衛生士が、地域の通いの場等に出向き、フレイル予防、生活習慣病予防をテーマに健康教育を実施しています。実施回数44回。								
		P64	保険年金課	③	フレイル対策、重症化予防の推進	・国では高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進しています。 ・これまで個々に独立していた医療情報、健診情報、介護情報等を関連付けたデータ解析が可能になり、整理・分析された地域の健康課題をもとに、より効率的な疾病予防・重症化予防、介護予防事業を実施することができます。	・医療保険制度ごとに実施されている保健事業を、適切に継続していくことが必要です。	保健師が高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の中心となり、事業全体の企画・調整・分析を行います。国保データベースシステムを活用し、フレイルのおそれのある高齢者や支援すべき対象者を抽出します。対象となった高齢者には、保健指導や介護予防教室への参加を促します。 また、データ分析から地域の健康課題を明らかにし、より効果的な啓発活動につなげます。通いの場等に医療専門職が関与し、高齢者が自らの健康状態に関心を持つことで、フレイル予防等の重要性について浸透を図ります。									
2 いきいきと活動するために ～介護予防と生きがいづくり・社会参加の促進	(2) 就労・ボランティア活動の促進	P65	商工労働課	①	高齢者の就労・雇用支援	・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、希望者全員を対象とする65歳までの雇用が義務化されたことにより、高齢者の就労・雇用促進が図られています。	・就労は、高齢者にとって収入を得るだけでなく、生きがいとしても重要であり、高齢者の就労・雇用の促進が必要です。 ・関係機関との連携を強化するとともに、引き続き巡回相談を実施していくことが必要です。	高齢者の就労・雇用促進については、社会福祉協議会、ハローワーク等関係機関との連携を強化するとともに、企業に対しては、各種助成制度の情報提供を図ることにより、高齢者の継続雇用等を働きかけていきます。 また、関係機関との連携を強化するとともに、引き続き巡回相談を実施します。	高齢者の就労・雇用の促進を含め、住民の就労に関する相談を行うために職業相談員を設置し巡回相談を実施しており、9月末時点で96回実施しました。	職業相談員による巡回相談実施回数	回	205	203	183	192	192	192
		P66	商工労働課	②	シルバー人材センターとの連携	・定年延長や再雇用等、高齢者の雇用を取り巻く社会の状況が大きく変化しており、シルバー人材センターの会員減少や、それに伴う仕事の受託件数の減少が進んでいます。 ・シルバー人材センターの自主的な事業方針を尊重しつつ、高齢者を取り巻く状況の変化に合わせて、会員の確保に向けた取り組みを促進しています。	・参加者数が減ってきているため、周知方法を工夫するなど関係機関と協働して実施していくことが必要です。	高齢者に就業機会を提供することで、高齢者の豊かな経験や技能を活用し、受注業務の拡大や就業機会の増大を図るとともに、地域の介護予防・生活支援サービスの担い手となるよう、基盤となるシルバー人材センターの機能充実に向け支援していきます。参加者数が減ってきているため、周知方法を工夫するなど関係機関と協働して実施していきます。また、総合事業の訪問型サービスの担い手として、引き続き、協力を求めています。	定年退職後等の高齢者に対して地域に密着した仕事を提供し、もって高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るためにシルバー人材センターへの支援を行っています。また、高齢者の就業機会が広がるようにシルバー人材センターと協力し市内一円で高齢者職業相談を実施しており、9月末時点で12回実施しました。	高齢者職業相談実施回数	回	21	22	22	22	22	22

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現 状	課 題	施策の展開	今年度の進捗状況	指標	単位	実 績 値			見 込 値		
												令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		P67	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	③	高齢者ボランティアの促進	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、サークル・グループ等への参加頻度としては、「ボランティアのグループ」、「学習・教養サークル」、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「趣味関係のグループ」のいずれについても「参加していない」が最も多くなっています。 ・「健康づくり活動や趣味等のグループ活動」や「健康づくり活動や趣味等のグループ活動への企画・運営」についても、「参加したくない」が多くなっています。	・高齢者が要介護状態になることをできる限り予防する観点から、地域づくり活動等に参加したいが参加していない方や参加したくない方に対して、介護予防の普及啓発を行っていく必要があります。 ・ボランティア活動や趣味等を通じて地域社会と交流できるよう、高齢者の日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を図る必要があります。	伊賀市地域福祉計画の理念に基づき、地域における健康づくりや福祉サービスの展開にあたって、高齢者の協力を得ていくとともに、子どもの登下校の見守り、認知症高齢者等の見守りや地域活動の担い手等、高齢者ボランティアの活動と今後も活動を継続していけるよう支援していきます。	地域づくり活動への参加意欲を持ってもらえるように、介護予防活動等の普及・啓発の新たな方法について検討中です。								
	(3) 生きがい活動の推進	P68	生涯学習課	①	生涯学習の推進	・生涯学習センター及び地区市民センター等では、各種生涯学習やサークル活動が開催され、市民が集い、学び、コミュニケーションを育む場として、生涯学習活動の普及啓発が図られています。 ・きめ細かく学習活動を推進するために、住民のニーズに応じた事業や地域課題の解決につながる講座等を開催し、人材育成に努め、地域で活躍できる機会の充実に努めています。 ・生涯スポーツにおいては、ゲートボールやグラウンドゴルフなどの軽スポーツは、世代間交流の場としても実施されています。	・多くの高齢者が参加することのできる機会を充実していくことが必要です。	新しく生涯学習推進体制を構築し、高齢者のニーズに応じ近場で気軽に参加しやすい学習機会や仲間づくりの場とした内容の講座等を開催していきます。 また、地域で活躍される人材の発掘など地域における生涯学習活動を支援していきます。	生涯学習センターでは、悠々セミナーや定住自立圏連携事業「講演会・現地見学」等、高齢者の学びにつながる講座等を実施しています。また、読み聞かせボランティア養成講座は、地域で活躍していただく人材育成を目的に開催しています。 各地区市民センター等では、高齢者の楽しみや生きがいにつながる教室や講座、健康や防災・防犯に関わる講座等、様々な事業を実施しています。								
		P68	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	②	高齢者の自主的な活動への支援	・老人クラブでは、地域の高齢者が明るい長寿社会を目指して仲間づくりを通じた生きがい活動や健康づくりなど、生活を豊かにするレクリエーション活動を始め、知識や経験を活かして、地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。 ・年々、老人クラブへの新規加入者が減少しており、さらにクラブの会員組織自体の高齢化も伴って事業運営がスムーズに進んでいません。 ・市連合会からの脱退や、クラブが継続できないために活動を停止している地域が増えています。	・地域によって活動内容に差が見受けられるなど、課題が浮き彫りとなっています。	今後、高齢化がますます進む中で、老人クラブの存在は地域コミュニティを維持する上で極めて重要な組織であると考えます。地域社会の担い手の一つとして、魅力的で社会貢献度が高い活動、特技・技能を活かした活動を生きがいづくりの場として展開できるよう、適正な補助金の交付に努めます。伊賀市老人クラブ連合会事務局として支援している伊賀市社会福祉協議会と情報共有し、新規会員の獲得のための、魅力のある活動内容の充実や計画的かつ継続的に活動ができるよう、各地域のクラブ活動状況の把握に努め、事業展開に役立つ情報提供を行います。	伊賀市老人クラブ連合会加入の5地区70クラブの申請がありました。そのうち単位老人クラブは44クラブの申請がありました。（9月末現在） 老人クラブ連合会、単位老人クラブが行う活動・運営に対して県や市の助成をすることにより、老人クラブ活動のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進し、住みなれた地域で自立した生活を送るための介護予防活動の支援を行っています。								

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現 状	課 題	施策の展開	今年度の進捗状況	指標	単位	実 績 値			見 込 値		
												令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3 認知症になっても安心して暮らすために ～「共生」と「予防」～	(1) 普及啓発・本人発信支援	P70	地域包括支援センター	①	認知症サポーターの養成	・「認知症サポーター」とは、認知症サポーター養成講座を受け、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り応援するボランティアです。 ・近年は、スーパーや銀行など、住民が利用する身近な施設の従業員を対象とした講座開催も増加しています。 ・認知症に対する画一的で否定的なイメージの払拭と、認知症や認知症の人への理解を深め、認知症の人や家族が安心して地域で過ごせる「共生」社会の周知啓発に努めています。	・認知症サポーターを中心とした支援チーム（チームオレンジ）の整備に向けて、認知症サポーター養成講座受講修了者を対象としたステップアップ講座を開催することが必要です。 ・共生をテーマにした講演会を開催することで、認知症の理解者・支援者を増やし、認知症になっても安心して住み続けることができるまちづくりをめざすことが必要です。	認知症サポーターの養成を今後も積極的に進めています。また、2024（令和6）年度中に設置予定のチームオレンジにおいて認知症サポーターの活動の場ができることで、学習したことが実践につながり、より認知症の人や家族への理解が深まることが期待されます。認知症を正しく理解し接することで、認知症の人が安心して生活できることにつながるとともに、地域包括支援センター等の相談支援機関に早期につながることを期待できます。	学校や事業所、地域住民等を対象に、養成講座を開催しています。 今年度から、認知症という病気の理解だけでなく、認知症の人の気持ちに焦点をあてた内容に変更をしています。 7月に一部のサポーターを対象に、ステップアップ講座を開催しました。	認知症サポーター数	人	7,763	8,298	8,746	9,300	9,800	10,300
		P71	地域包括支援センター	②	認知症の本人本人からの発信支援	・2019（令和元）年6月に示された「認知症施策推進大綱」の中では、認知症の人とともに同じ社会の一員として地域を創っていくために、本人発信支援が具体的な施策として取り上げられました。	・認知症の本人本人が自らの言葉で語り、ともに自分らしく暮らし続けることのできる地域共生社会をめざすことが必要です。	認知症の本人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取り組みを進めます。こうした場を通して、本人の意見を把握し、認知症の本人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映できるように努めます。	「本人ミーティング」の開催については、認知症の人同士が出会う機会自体が少なく潜在的なニーズも未把握の状況です。 認知症であっても安心して自分の希望等が話せる環境づくりのため、認知症に対する周知啓発を継続して実施していきます。								
	(2) 認知症の予防の推進	P72	地域包括支援センター	①	認知症予防につながる活動の推進	・介護予防・日常生活圏ニーズ調査の結果によると、「本や雑誌を読んでいる」「健康についての記事や番組に関心がある」「趣味がある」「生きがいがある」等の認知症予防につながっていくと思われる意識を持っている人が増えています。 ・身近な場所で仲間とともに軽運動に取り組む自主グループの創設や、介護予防サロン等での認知症予防に関する知識の普及啓発に努めています。	・地域の「通いの場」を増やし、認知症予防につなげていくことが必要です。	地域における高齢者が身近に通える場を拡充することは、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会的孤立の解消や役割の保持につながり、ひいては認知症発症の遅延や発症リスクの低減に寄与するものです。今後も地域に「通いの場」を増やすとともに介護予防サロンが効果的に開催できるよう、地域福祉コーディネーターと連携しながら取り組みを進めます。 医療・介護データを活用した地域の健康課題の分析を進め、分析結果を有効に活用した通いの場への積極的な関わりを進め、認知症予防に取り組みます。	既存のサロンや通いの場を対象に認知症予防講話等を行い、社会的孤立を防ぐことが認知症予防に効果が期待できることを周知しています。								
		P73	地域包括支援センター	②	早期発見・早期対応・医療体制の充実	・2015（平成27）年10月、認知症の早期診断・早期対応のため、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置しました。 ・地域包括支援センターにおける認知症の相談件数は年々増加しており、認知症初期集中支援チームのメンバーである専門医の助言を受けながら、適切な医療・介護サービス等に速やかにつながり、できるだけ長く住み慣れた地域で暮らすことができるように支援をしています。 ・もの忘れ相談プログラムによる、「脳の健康チェック」を実施し、個人の生活状況・健康状態を聞き取り、予防に資するとされている生活様式についての情報提供を行っています。 ・脳の健康チェックにより認知機能の低下の心配のある人には、医療機関を紹介しています。	・介護予防・日常生活圏ニーズ調査の結果によると、認知症に関する相談場所の周知がまだまだ不足していることが課題となっています。	金融機関や小売店、行政の窓口等で高齢者の様子から認知症の可能性に気づき、地域包括支援センターにつながるケースが年々増加しています。必要な人が必要なサポートを受けられるよう、関係機関との連携を一層強化していくため、日常的に地域の関係機関と連携のとれる関係づくりをめざします。	認知症初期集中支援チームでは、月1回の定例会議を通して、認知症が疑われる人への早期対応を行っています。 認知症月間（9月）には、認知症関連事業の周知啓発を通して、認知症に関する知識や相談先の情報提供を行いました。 もの忘れ相談プログラムによる「脳の健康チェック」では、早期発見、早期対応だけでなく、認知症のリスクとなる生活習慣への改善指導を行うなど、予防啓発も行っています。								
(3) 家族に対する支援の充実	P74	地域包括支援センター	①	認知症の人と家族の居場所づくり	・認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの一つとして、認知症カフェを開催しています。 ・認知症カフェは、認知症の人や介護家族、地域住民や専門職等、誰もが参加できる場となっています。	・交通の便が悪い等の理由で参加者が固定化しているため、運営できる人材を育成し、実施箇所を増やすことで、参加者の増加を図っていく必要があります。	認知症の人や介護家族、地域住民や専門職等、誰もが参加できるよう、気軽に集まり、交流できる集いの場を増やします。 また、チームオレンジの活動拠点となり、認知症サポーターが実践的に認知症の人や家族と関わることで、認知症に対する理解が深まり、認知症の人が過ごしやすい地域づくりにつながることを期待できます。	市主催の認知症カフェを月1回、市内2カ所で開催しています。参加者同士の交流を通して、認知症への理解を深めたり、予防への取り組みにつなげています。	認知症カフェ実施箇所数	箇所	4	4	5	5	6	7	

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現 状	課 題	施策の展開	今年度の 進捗状況	指標	単位	実 績 値			見 込 値		
												令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		P75	地域包括支援 センター	②	家族同士の支え合い（ピア活動）の推進	・隔月で開催している「認知症の人と家族の会つどい交流会」を支援しています。 ・認知症の人の家族が集まり困りごとや悩み等を分かち合う中で、お互いに癒され、明日への活力を与え合うことができます。	・近年は、参加者が固定化してきており、このつどいを有効に活用いただくために、周知を図る必要があります。	認知症の人と家族の会によるつどいは、家族同士が気兼ねなく話のできるピアカウンセリングの場所として重要な役割を果たします。つどいの仲間で認知症の街頭啓発や講演会等のイベントに参加する等、社会や地域に向けての啓発活動にも取り組んでいます。	隔月開催の「認知症の人と家族の会つどい交流会」の支援をしています。 家族会メンバーが中心となり、介護者同士がお互いの思いを安心して話すことができる場となっています。 9/12に、市内商業施設において会の活動啓発を行いました。								
		P75	介護高齢福祉課 （高齢福祉係）	③	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	・認知症高齢者を介護している家族が、所用で留守にする場合や介護疲れで休息を必要とする時間帯に、やすらぎ支援員が対象者の居宅を訪問し、認知症高齢者の見守りや話し相手を行っています。	・介護する家族に対して、さらにリフレッシュする時間を提供することが必要です。	認知症高齢者を介護する家族にリフレッシュする時間を提供することにより、介護する家族を支援します。自宅から場を移して介護サービスを利用することが困難な認知症高齢者を介護している場合、本事業を活用することが有用であるため、引き続き周知を行います。利用者やすらぎ支援員の信頼関係を築くためにも、利用者の希望条件に合ったやすらぎ支援員を派遣できるよう、やすらぎ支援員の養成に努めます。	利用者が減少し、一人となっていた利用者が施設に入所したことから0人となりました。利用者と支援員の信頼関係を築くことが困難なことから、昨年度中に周知をした結果新しい利用者も増え、令和7年度末で事業を廃止します。								
		P76	介護高齢福祉課 （介護事業係）	④	地域密着型サービスの充実	・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）をはじめ介護保険事業の地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するサービスとなっています。 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護に加え、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護などが整備されています。	・今後、サービスの需要を把握しながら、整備の展開を図っていく必要があります。	認知症対応型通所介護等認知症ケアに特化したサービスや小規模多機能型居宅介護等の施設機能を地域で展開するタイプのサービスについて、需要の動向に注視しながら、整備を含め本市における展開を図っていきます。	令和7年度整備事業として、小規模多機能型居宅介護事業所の公募を11月～12月にかけて実施する予定です。								
（4）認知症バリアフリーの推進		P76	介護高齢福祉課 （高齢福祉係）	①	認知症の人とともに生きるまちづくりの推進	・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために「伊賀市あんしん見守りネットワーク」による地域の民間企業と連携した体制づくりを行っています。 ・認知症等の理由により行方不明になるおそれがある高齢者に対して、「見守り安心シール」の交付を行い、認知症高齢者を地域全体で見守る体制づくりとその家族の不安の軽減のため、サービスの周知啓発を行っています。	・今後も認知症高齢者が増えていく中で、さらに市民や地域に携わる市民に対する情報提供を行っていく必要があります。	認知症等で帰宅困難となり行方不明になるおそれのある高齢者等の早期発見や、事故等に巻き込まれることを防止するため、「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」等を活用し、一般の市民をはじめ民生委員・児童委員等の地域に携わる人を対象とした講演会や研修会の開催等の情報提供を行います。 また、GPS機能付端末の初期登録費用の助成や、「見守り安心シール」を必要とする高齢者とその家族に利用してもらえるよう周知啓発に努めます。	伊賀市高齢者あんしん見守りネットワークは、利用登録のある事業所の情報が最新のものであるか確認を予定しています。確認と併せて地域包括支援センターと連携し、認知症に関する研修会や講座等の案内を行う予定です。 GPS機能付き端末の利用助成については、包括連携協定を結んでいる事業所へチラシ配布の協力を依頼し、民生委員児童委員には、サービス内容の周知のためチラシの配布を行いました。その効果もあり、問い合わせや申請がありました。 GPS端末：15人 見守り安心シール：19人 （内11人GPS兼る）9月末現在								
		P77	地域包括支援 センター	②	チームオレンジの構築	・認知症サポーターが認知症の人と共に活動する「チームオレンジ」を設置するため、認知症サポーターを対象に、ステップアップ講座の開催を進めています。	・今後も「チームオレンジ」のさらなる設置と、「認知症カフェ」の拡大が必要です。	「チームオレンジ」を設置することで、認知症サポーターが認知症の人との活動を通して、認知症の人への理解がさらに深まることが期待できます。また、認知症サポーターの具体的な活動拠点ができると、チームオレンジの拠点となる「認知症カフェ」事業の拡大にもつながっていきます。	7月にステップアップ講座を開催しました。同月より、「チームオレンジ」として1団体が認知症カフェの運営を開始しました。								

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現 状	課 題	施策の展開	今年度の進捗状況	指標 (1月あたりの利用状況)	単位	実 績 値			見 込 値		
												令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4 介護が必要となっても安心して暮らすために～介護保険事業の充実	(3) 市町村特別給付の実施	P93	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)	①	市町村特別給付	・本市では、紙おむつ等介護用品の給付を市町村特別給付として行っています。	・在宅介護を推進するために紙おむつ等介護用品の給付は必要です。 ・必要に応じて、対象者や上限額の見直し等、他市の条件等を参考にしながら要綱等改正を検討していくことが必要です。	・要介護認定を受け在宅で暮らす人に対して、紙おむつ等の購入にかかる費用について一定の給付をします。	高齢者福祉サービスガイドブックを活用し窓口での案内やケアマネによる周知をしております。 例年と同程度の水準で利用されています。 令和6年9月末時点 延べ給付費：12,546（千円）	市町村特別給付費 (紙おむつ等介護用品)	千円	25,487	25,296	25,681	25,300	25,400	25,500
	(4) 利用者本位のサービスの推進	P95	地域包括支援センター	②	介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援	・個別の支援困難事例に対しては主任介護支援専門員が、担当の介護支援専門員と同行訪問をする等して指導・助言を行っています。 ・2023（令和5）年度は居宅介護支援事業所連絡会を立ち上げ、市内の居宅介護支援事業所が抱える課題について話し合い、解決に向けて関係課と協議を重ねています。	・個々の介護支援専門員のスキルアップと各居宅介護支援事業所の課題解決力向上が必要です。 ・伊賀市介護支援専門員連絡会を通して学びたい内容を協議し、研修や事例検討会を実施することが必要です。	・各種関係団体と連携しながら、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が介護支援専門員への支援を実施していきます。介護支援専門員の資質の向上のために、年に3回以上の研修会および5回の事例検討会を開催し、より質の高いケアマネジメントをめざします。また、居宅介護支援事業所連絡会を通して、介護支援専門員が抱える課題を明らかにして、関係課や関係団体と協議を重ね解決を目指します。	・個別の支援困難事例に関しては、担当の介護支援専門員と同行訪問する等して、相談・助言を行っています。介護支援専門員向け研修は1回、事例検討会は2回開催しています。居宅介護支援専門員連絡会は1回開催して、次年度の運営方法、協議内容等について話し合っています。	地域包括支援センターに配置された主任介護支援専門員が支援した延回数	回	333	261	272	280	270	260
		P96	医療福祉政策課 (福祉監査係)	③	介護従事者・事業所の資質向上と業務の効率化	・正確な情報の伝達・共有により不正等の行為を未然防止するために、年1回以上、管理者等を1か所に集合させて行うものとして、集団指導を行っています。 ・介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、運営指導として、原則、実地により行っています。	・医療福祉政策課福祉監査係、介護高齢福祉課介護事業係や地域包括支援センター等、関係部署と連携して合同実施を行う等、より効率良く進めることが必要です。 ・一部コロナ禍により前年度分を当年度分で行ったため実施件数が増え、引き続き、コロナの感染状況に応じて柔軟に対応していくことが必要です。	・利用者に対する介護保険サービスの提供にあたり、法令等に則った適正な事業運営、利用者個々の状態に応じた適切なサービスの提供に加え、高齢者の尊厳の保持に関わる取り組み等、介護サービス等の質の確保・向上を目的として介護サービス事業者等への集団指導や個別の運営指導等を実施するとともに、指導監督等における事業者への支援の充実を図るために、関係部署と連携して合同実施を行う等、より効率良く進めていきます。 また、介護職員等の負担軽減をめざして、介護現場の文書量の削減等の取り組みを推進します。	令和6年6月28日付で第1回介護サービス事業者等集団指導として1回終了している。	介護サービス事業者等に対する集団指導等開催回数	回	2	2	2	1	1	1
									年間実施予定の運営指導総数21回（事業所）に対して8回（事業所）の運営指導が終了している。	運営指導数	回	15	17	15	21	21	15
		P97	介護高齢福祉課 (介護事業係)	④	社会福祉法人が行う減免事業への助成	・助成要件を満たしている1法人にのみ助成しています。	・低所得者の負担軽減のために、事業の継続と、引き続き社会福祉法人に対し、低所得者が介護サービスを利用した場合には補助金申請を行ってもらうよう積極的に促していくことが必要です。	低所得者が安心して介護保険サービスを利用できるよう、社会福祉法人が行う減免事業への助成を実施します。また、制度の普及を図るため積極的な情報提供に努め、未実施の社会福祉法人には実施を働きかけます。	各社会福祉法人での利用状況を把握し、その状況に応じて法人へ働きかけを行っています。	社会福祉法人等利用者負担軽減補助金対象法人数	法人	2	1	3	3	3	3
(5) 介護者支援の充実		P98	介護高齢福祉課 (高齢福祉係)		介護者支援の充実	・介護が必要となっても、高齢者が住み慣れた自宅での生活を継続できるよう、在宅で高齢者を介護している家族等を対象に、介護方法や認知症介護予防啓発、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を開催しています。 ・対象者が開催情報を得にくい状況にあり、参加者が減少傾向にあります。 ・2023（令和5）年度からは、地域やグループ等からの要請に応じて、講師を派遣する方法を取り入れています。	・高齢者が参加するためには、被介護者の居場所を確保することが必要です。 ・介護サービス事業所等への事前予約が難しいことや、介護者自身が多忙ということで参加者が集まりにくい、地域に呼び掛ける等して、参加者の増加を目指すことが必要です。	高齢化の進展により介護を必要とする人は増加傾向にあり、それに伴い家族介護者も増加傾向にあります。仕事と介護を両立させるための負担により、介護者の心身の健康の悪化や経済的な負担から、高齢者に対する虐待等のリスクにも繋がるため、悩みを抱える介護者の早期発見と相談支援に繋がるよう努めます。 今後も、介護者のニーズを踏まえた内容の検討や介護に関心のある人を対象とした気軽に参加しやすい教室の開催など、介護に関する知識と情報の提供に努め、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	伊賀市社会福祉協議会へ委託。協議の上令和5年度より開催方法を変更しているため、参加者は増加傾向にあります。 令和6年8月末時点（9月分未報告のため） 延べ参加者数：111（人）	家族介護教室事業参加者数	人	0	39	457	430	430	430

基本目標	取り組み	頁	所属	番号	施策名	現 状	課 題	施策の展開	今年度の 進捗状況	指標 (1月あたりの 利用状況)	単位	実 績 値			見 込 値		
												令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(6)介護人材の確保と資質の向上及び介護現場の生産性向上の推進	P99	地域包括支援センター 介護高齢福祉課 (介護事業係)		介護人材の確保と資質の向上及び介護現場の生産性向上の推進	・介護支援専門員をはじめ介護に従事されている方の高齢化が進んでいます。 ・本市では、これまでも介護人材として外国人の方を確保する等の取り組みを進めてきました。	・高齢化が進む中、全国的に介護を担う人材の不足が課題となっています。 ・増大する介護需要に合わせ、これまでの取り組みを強化するほか、介護人材の確保・定着・育成を総合的に推進していくことが必要です。	不足する介護人材の確保にあたっては、介護の仕事の魅力向上を図る等人材の新規参入の促進、潜在有資格者の掘り起し等人材の新規参入を促す「確保」策、介護職に就いた人材が長く働けるよう、キャリアアップ確立の支援や働きやすい環境づくり等事業者を支援する「定着」策、そして質の高い介護サービスを安定的に提供できるようにするため、各種研修支援等のスキルアップを支援する「育成」策の3つの側面から総合的に取り組みを推進します。 その中で、「確保」策として、市内の介護事業所が一丸となり伊賀市全体で介護人材を発掘するためのセミナーの開催を各介護サービス連絡会と共に行います。また、「定着」策の一つとして、介護支援専門員の資格更新に要する費用の補助などの支援に向けて取り組みます。	居宅介護支援専門員連絡会を通して、各種手続きの簡略化等を検討、関係課と協議しています。 介護人材の確保・定着支援として制度を構築するために、他自治体における支援対策の情報収集を行っています。								